

平成 2 8 年度

第 2 回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成28年5月30日、千葉市農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成28年度第2回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第3条の規定に係る買受適格証明願について(競売)	1件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	1件
議案第6号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第7号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第8号	千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について	12件
議案第9号	耕作放棄地に係る農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	5件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	16件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	36件
報告第4号	地目変更について	10件

<出席委員>（17名）

1 番	橋 本 泉	2 番	長谷部 衡 平
3 番	小 林 正 明	4 番	笠 川 泰 雄
5 番	武津岡 広 治	6 番	鈴 木 武 夫（農地部会長）
7 番	中 島 賢 治	8 番	猪 野 幹 男
9 番	宮 崎 一 雄	10 番	蛭 田 浩 文
11 番	浅 尾 孝	12 番	大 塚 久（職務代理者）
13 番	竹 下 洋 一	14 番	長谷川 功
15 番	石 橋 幹 男	16 番	高 澤 義 信
17 番	小 川 隆 良		

<欠席委員>（0名）

<事務局説明員>

事務局長	朝 生 智 明	次 長	岡 本 茂 之
次長補佐	堀 明 徳	農業振興班長	小 川 剛
農地審査班長	福 島 悟	農地指導班	金 親 一 史

開 会 （午後 1 時 3 0 分）

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただ今から平成 2 8 年度第 2 回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、1 7 名中、1 7 名出席ですので、会議は成立しております。

日程第 1 の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。1 0 番・「蛭田 浩文」委員、1 1 番・「浅尾 孝」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、第 2 分科会委員長、ご説明願います。

第 2 分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

はじめに第 1 項につきましては、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料の 1－1 をご参照ください。

資料は、営農計画書と位置図を添付しております。

本案件は、稲毛区作草部町在住の方が、若葉区下泉町に在住の方が所有する同区上泉町及び下泉町の農地を、新たに農業を開始するため、賃借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、ブルーベリーを予定しております。

次に、第 2 項です。本項は第 3 項及び第 4 項との関連案件ですので、一括してご説明します。

お手元の資料の 1－2～4 をご参照ください。

本案件は、中央区浜野町在住の方が、同区同町及び習志野市秋津在住の方々が所有する、中央区浜野町の農地を、農業経営を引き継ぐため、贈与により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、大根、きゅうり、ナガネギ等

を予定しております。

第2分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

議案第1号について事務局より補足説明願います。

事務局

分科会での主な質疑や意見についてご報告します。

第1項ですが本案件は新規就農ということで、分科会にて申請者の面接を行いました。

新規就農の経緯ですが、第1項の権利者は、サラリーマンとして働いておりましたが、4年前に農業大学校で研修を受け、今般60歳の定年を機に新規就農を志したとの回答がございました。

また、農地につきましては千葉県農業会議所や猪野委員さんの紹介で、今般農地を賃借することとなったということや、今後、農業経営が軌道に乗ればさらに千葉市内で農地を拡大していきたいとの回答がございました。

補足説明は、以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙 手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第 1 号は許可と決定いたします。

議長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定に係る買受適格証明願について（競売）」を上程いたします。

第 2 分科会委員長、ご説明願います。

第 2 分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

この買受適格証明願につきましては、申請内容が農地法上適格であるかを判断し、買受適格証明書を交付するものです。

また、買受適格証明書を交付された者が落札人となり、改めて農地法第 3 条の許可申請書が申請された場合は、買受適格証明書の交付時と申請内容が異なっていなければ、事務手続きの迅速化を図るため、速やかに許可指令書を交付することになります。

従いまして、買受適格証明書の交付及び落札後の許可指令書の交付を合わせて審議願うものです。

それでは、申請内容についてご説明いたします。

面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料の 2－1 をご参照ください。

資料は、営農計画書と位置図を添付しております。

本案件は、執行機関は千葉地方裁判所で、対象の土地は、緑区小食土町の農地です。長生郡長生村在住の方が、経営規模を拡大するため、競売により農地を取得するものです。

申請地の取得後の作目はソバを予定しております。

第 2 分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、買受適格証明書の交付につきましては承認相当とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可相当と意見決定しました。

議長
(鈴木武夫部会長)

事務局

説明は以上でございます。

議案第2号について事務局より補足説明願います。

第1項について分科会での主な質疑や意見についてご報告させていただきます。

本案件は、千葉市内での初めての農地取得ということで、分科会にて申請者の面接を行いました。面接の中で、申請者は長生村で農業を営んでおり、主にソバを栽培しているが、千葉市内でもソバの栽培を行ってみたいということで競売により農地を取得したいとの回答がございました。

また、現在は兼業農家ですが、ゆくゆくは親の農地を相続して専業農家となり、千葉市内においても農地を拡大していきたいとの回答がございました。

補足説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

小林正明委員

事務局

中島賢治委員

事務局

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

通作にてソバを栽培するというが、農地を荒らすことなく耕作できるのか。

通作、耕作の意思を面接にて確認をいたしました。面接の中で、申請地を選んだ理由や営農計画書等について聞き取りし、千葉市内の土壌に興味がありソバの栽培を行ってみたいとの話でした。

買受適格証明書は競売に参加するときは必要なのか。

執行機関の判断ですが、通常、農地が競売案件になったときは必要です。

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
議案第2号は、買受適格証明書の交付については、承認相当とし、申請者が落札人となり、同一内容の許可申請書を提出した場合は、許可相当とすることに賛成の方は、挙

議 場

議 長
(鈴木武夫部会長)

議 長
(鈴木武夫部会長)

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

手願います。

―― 挙 手 ――

賛成全員ですので、議案第2号は、買受適格証明書の交付については、承認相当とし、申請者が落札人となり同一内容の許可申請書を提出した場合は、「許可相当」と意見決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
第2分科会委員長、ご説明願います。

ご説明いたします。
なお、第1項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。
はじめに第1項です。お手元の資料の3-1を併せてご参照願います。
本案件は、太陽光発電施設用地とするものです。
申請地は、東京情報大学の北約700mに位置する農地です。
農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。
申請地の現況は、畑で、周辺は農地や山林が点在しております。
被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第2項です。お手元の資料の3-2を併せてご参照願います。
本案件は、貸駐車場用地とするものです。
申請地は、県立若松高校から南東へ約300mに位置する農地です。
農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。
被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

	周囲は、小堰堤を設置し、土砂の流出を防止します。 第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 以上でございます。
議 長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。
議 場	——— 質問・意見等なし ———
議 長 (鈴木武夫部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙 手 ———
議 長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。
議 長 (鈴木武夫部会長)	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 第2分科会委員長、ご説明願います。
第2分科会委員長 (猪野幹夫委員長)	ご説明いたします。 なお、第1項から第4項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。 はじめに第1項です。お手元の資料の4－1を併せてご参照願います。 本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。 申請地は、千葉市立若松中学校から南東へ 約300mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請地の現況は、休耕で、周辺は住宅や農地が点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続します。雨水は浸透施設にて抑制後、道路側溝に接続します。

周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第2項です。お手元の資料の4-2を併せてご参照いたします。

本案件は、車輛置場用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、千葉東金道路中野インターチェンジから北へ約1,700mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

申請地の現況は、休耕で、周辺は農地や山林、事業所が点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第3項です。本項は第4項との関連案件ですので、一括してご説明します。お手元の資料の4-3・4を併せてご参照いたします。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、外房有料道路菅田インターから西へ約300mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請地の現況は、農地で、周辺は住宅や事業所のほか、農地が点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続します。雨水は浸透施設にて抑制後、道路側溝に接続します。

周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第5項です。お手元の資料の4－5を併せてご参照願います。

本案件は、専用住宅用地とするため、父親より贈与により取得するものです。

申請地は、千葉県立桜ヶ丘特別支援学校から北へ約200mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続します。雨水は浸透施設にて抑制後、道路側溝に接続します。

周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第6項です。お手元の資料の4－6を併せてご参照願います。

本案件は、資材置場用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、千葉市立幕張本郷中学校から東へ約500mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

周囲にブロックを設置及び法面芝張処理をし、土砂の流出を防止します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長 場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙 手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。

議長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。
第2分科会委員長、御説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

御説明いたします。
第1項です。本件は、茂原市に本店を置く法人が、自社施設の改修工事を行うにあたり、市道に接する畑に賃借権を設定し、通路用地として一時的に使用したいというものです。
資料の5－1を御覧ください。申請地は、若葉区東寺山町で、みつわ台南小学校の南約600メートルに位置する農地です。
農地区分は、市街地化が著しい区域に隣接する農地であることから、第2種農地と判断しました。
工事期間中は、土木シートを敷いた上に砂を入れ、鉄板を敷きます。一時転用期間は、本年7月1日から12月31日までを予定しております。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第2分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、許可と決定いたします。

議 長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

第2分科会委員長、御説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

御説明いたします。

本案件は、地元農業委員による現地調査案件でございます。

第1項です。小川 隆良委員から、申請農地は、すべて自ら耕作の用に供していることを確認した旨の現地調査結果報告書が、農地部会長あてに提出されております。

第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、適格者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

石橋幹男副委員長

議案書に年齢を記載すると審議しやすい。

事 務 局

次回から議案書に記載します。

武津岡広治委員	相続税の納税猶予の期間は。
事務局	本人が亡くなるまで、永年です。
武津岡広治委員	高齢の相続人が納税猶予の申請をすることはおかしくないですか。
浅尾 孝委員	高齢でも耕作することは可能なのでありえる。個人差がある。
議長 (鈴木武夫部会長)	他に質問、意見等ないので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、承認とすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙 手 ———
議長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。
議長 (鈴木武夫部会長)	次に、議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。 第2分科会委員長、御説明願います。
第2分科会委員長 (猪俣幹夫委員長)	本案件は、地元農業委員による現地調査案件です。 第1項です。農地基本台帳及び4月14日の現地調査により、買取り申出者の兄が農業の主たる従事者であったことを、小川 隆良委員に確認していただきました。 このことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。 第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

	以上でございます。
議長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの、第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございますか。
議場	——— 質問・意見等なし ———
議長 (鈴木武夫部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙 手 ———
議長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。
議長 (鈴木 武夫部会長)	次に、議案第8号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。 第2分科会委員長、説明願います。
第2分科会委員長 (猪野幹夫委員長)	ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 第1項及び第2項は、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。

農地利用集積円滑化団体の 千葉みらい農業協同組合が、花見川区幕張町在住の方の所有する、同町の畑 1 筆、2, 6 0 0 m²を引き続き使用貸借にて借り上げ、同区武石町在住の農家の方に継続して使用貸借権を設定するもので、設定期間は 3 年です。

第 3 項は、佐倉市染井野在住の農家の方が、花見川区宇那谷町在住の方の所有する同町の畑 2 筆、合計面積 2, 8 9 1 m²に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は 3 年です。

第 4 項及び第 5 項は、権利者が同一のため一括してご説明いたします。花見川区柏井町在住の農家の方が、同町在住の方他 1 名の所有する、同町及び同区三角町の畑 2 筆、合計面積 3, 5 1 3 m²に賃借権を継続して設定するもので、設定期間はそれぞれ 3 年です。

第 6 項は、若葉区加曽利町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する、同町の畑 1 筆、面積 1, 2 4 2 m²に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は 6 年です。

第 7 項から第 1 0 項は、権利者が同一のため一括してご説明いたします。若葉区下田町在住の農家の方が、同区更科町在住の方他 3 名の所有する、同区更科町の畑 5 筆、合計面積 1 3, 7 3 6 m²に新規に権利設定を設定するもので、第 7 項が賃借権、第 8 項から第 1 0 項が使用貸借権です。なお、設定期間はそれぞれ 1 年 6 か月です。

第 1 1 項は、若葉区中田町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する、同町の畑 1 筆、面積 2, 2 5 1 m²に使用貸借権を継続して設定するもので、設定期間は 3 年です。

第 1 2 項は、緑区大木戸町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する、同町の田 1 筆、面積 6 7 4 m²に賃借権を継続して設定するもので、設定期間は 6 年です。

第1項から第12項までの合計面積26,907㎡です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第2分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙 手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号は、原案どおり決定いたします。

議長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第9号「耕作放棄地に係る農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

それでは、ご説明いたします。

資料の議案第9号をご参照願います。

資料は位置図及び公図で構成されております。

本案件は、当該申請地の現況が農地法の規定に基づく許可を要しない土地である旨の証明交付の可否の判断にあたり、国の定める判断基準を参考に農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについてご審議いたしました。

第1項について、対象農地の田4筆及び畑1筆 合計面積355平方メートルの全ての申請地に仮登記が設定され、昭和45年7月31日付けで土地売買契約締結後は、耕作を放棄し、45年以上耕作されておらず、現在は、篠竹等が繁茂しており、人力又は農業用機械では、耕起・整地をすることが非常に困難な状況にあり、農地性はないものと判断しました。

本件は、原則として、現地調査案件ですが、去る5月13日に地元地区担当の橋本委員と事務局により事前に現地調査を実施した結果、対象地の地理的要因により多数での立ち入りによる踏査が困難であること、また現況が明らかに山林原野化の様相を呈していると判断されたことから、鈴木農地部会長及び橋本委員と協議し、橋本委員の現地調査報告に基づき、事前調査時に撮影した現地写真及び関係図書による判断を実施しました。

なお、その結果については、鈴木部会長より分科会において報告しております。

第2分科会としましては、農地法第2条第1項に規定する「農地」には該当しないものと判断し、証明交付について、「承認相当」と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

事務局より、補足説明をお願いします。

事務局

議案第9号について、補足説明いたします。

第2分科会委員長の説明にありました判断基準についてご説明します。

判断基準については、国の通知「農地法の運用について」において示されています。

その内容ですが、人力又は農業用機械では、耕起・整地ができない土地であって、基盤整備事業の実施等が計画さ

	れていない土地であり、なおかつ、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、あるいは周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合のいずれかの条件に該当するものを農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものと判断することとしております。 補足説明は以上でございます。
議 長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの、第2分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。
小林正明委員	農地から除外した場合、無条件で全ての用途に使用できるのですか。
事 務 局	農地でなくなれば農地法は関係ないが、都市計画法が関係するので規制を受けることがある。
議 長 (鈴木武夫部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、証明交付について「承認」とし、証明を交付することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙 手 ———
議 長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第9号は「承認」と決定いたします。
議 長 (鈴木武夫部会長)	以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第4号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	報告案件をご説明する前に、議案書の目次の訂正をお願い

いたします。報告第4号「地目変更について」ですが、20件と記載がありますが10件の誤りです。それにより合計が、106件から96件に訂正いたします。

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、議案書の20ページまでに5件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の23ページまでに16件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の24ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の30ページまでに36件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。

報告第4号「地目変更について」は、10件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの報告第1号から第4号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成28年度第2回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉会 (午後 2時30分)